

マラリア予防内服

<マラリアとは>

マラリアはハマダラ蚊の吸血により、マラリア原虫が体内に侵入して起こる感染症です。ヒトが感染するマラリアには4種類あり、熱帯熱マラリア、三日熱マラリア、四日熱マラリア、卵形マラリアといわれています。このうち短期間で重症化し、時には死に至る可能性があるのは熱帯熱マラリアです。熱帯熱マラリアを発症して5～6日間無治療で経過すると重症化や死亡率が高まり、高齢者や小児ではより短期間で重篤になります。一方で他の3種類のマラリアでは、死亡することはほとんどないといわれています。したがって、予防するにあたっては、熱帯熱マラリアの予防が最優先課題となります。最も大切なことは蚊に刺されないようにすることで、流行地へ渡航される方は必ず実施すべきことですが、それを徹底することは容易ではありません。予防接種が未だ研究段階のマラリアにおいては、時に抗マラリア薬の予防内服を考慮することがあります。

<日本におけるマラリアの現状>

現在日本国内におけるマラリアの発生はありませんが、近年の海外渡航者の増加により海外の流行地で感染し、帰国後に発症する輸入マラリアが年間50～60例ほど報告されています。たとえマラリアに罹患したとしても、早期診断、適切な治療により治癒は可能ですが、受診の遅れや、医療機関による診断の遅れ、不適切な治療などで不幸な転機をたどることも少なくはありません。

<マラリア予防内服の実際>

マラリア流行地への渡航を予定されている方は是非ご相談下さい。地域ごとのマラリアの分布、現地での滞在期間、行動形態、宿泊形態などを考慮に入れ、予防内服を含めたマラリア対策についてアドバイスいたします。参考までに、予防内服をおすすめする場合は次のような方です。

- ・ 熱帯熱マラリアの高度流行地(通常は、サハラ以南アフリカ、パプアニューギニア、南米アマゾンなど)に滞在する。
- ・ マラリア発症後に適切な医療対応が期待できない地域に滞在する。

- ・ 渡航期間が7日以上。(熱帯熱マラリアの通常の潜伏期は最短7日といわれ、それ以内に帰国するのであれば帰国後に対応することが可能となります)

<服用するにあたって>

予防内服を行っても効果は100%ではないこと、副作用の発生があり得ることもご理解いただく必要があります。

海外では日本国内で市販されていない予防薬を入手することも可能ですが、国内でマラリア予防内服薬として承認されているのは、メフロキン(商品名:メファキン「ヒサミツ」錠 275)、アトバコン・プログアニル合剤(商品名:マラロン配合錠)の2種類です。

予防内服処方 は 自費診療 となります。